トライアル発注商品募集のお知らせ

平成25年10月から
「富山市トライアル発注制度」を導入しました！

◆ トライアル発注制度の概要 ◆

市内中小企業の開発したアイディアあふれる新商品を「トライアル発注商品」として認定し、市が率先して購入するものです。

※ 使用後は、その意見を事業者の方にお伝えします。
※ 認定商品の購入をお約束するものではありません。

◆対象となる商品◆

「富山県トライアル発注制度」の認定を受けた商品

環境関連商品、飲食料品、建築資材、福祉関連商品等

※発売からおおよそ3年以内の商品です。

◆対象事業者◆

市内に主たる事業所を有する中小企業者

富山市では、市内中小企業の皆様が開発した、アイディアあふれる新商品を応援しています。

明日の「ふつう」のタネをまこう。

◆問い合わせ先◆

富山市商工労働部商工労政課

TEL :443 － 2070

FAX :443 － 2183

E-mail:syokorosei@city.toyama.lg.jp

◆申請方法◆

認定申請書に下記の関係書類を添付して提出してください。

1. 実施計画書
2. 定款
3. 最近2営業期間の決算書及び営業報告書
4. 富山県トライアル発注事業者認定書
5. 市税の完納証明書
6. 新商品に関する資料
7. その他市長が必要と認める書類

申請書、実施要綱等は商工労政課のHPからダウンロードできます。

立山あおぐ特等席。富山市

◆認定までの流れ◆

1. 市商工労政課に申請

↓

2.「富山市トライアル発注商品」として市長が認定

↓

3. 認定事業者の公表

↓

4. トライアル発注の開始

※詳しくは実施要綱をご覧ください。